

「ニーベルンゲンの歌」写本Cにおける
クリエムヒルトの復讐
—写本Bとの比較において—

石川栄作

日本独文学会中國四国支部
「ドイツ文学論集」第13号
1980年10月発行

「ニーベルンゲンの歌」写本 C における クリエムヒルトの復讐

—写本 B との比較において—

石川栄作

序

ドイツ中世叙事詩「ニーベルンゲンの歌」には周知の通り異本が多く、発見された写本は完本・断片を合わせると三十数種類にも及ぶと言われている¹⁾。これら多数残存している写本のうち、叙事詩の最後の語句が「ニベルンク族の災い」(der Nibelunge nöt) となっているものと「ニベルンク族の歌」(der Nibelunge liet) となっているものがある。両者のうちどちらが原型に近いものであるかについては、18世紀半ば写本が発見されて以来、実にさまざまな研究がなされてきたのであるが、W. プラウネの研究²⁾以後、最も原典に忠実な写本は「災い」(nöt) 本群の中にあることが一般に認められ、ザンクト・ガレン本の写本 B が今日では代表的な定本であるとされている³⁾。一方、最後の言葉が「歌」(liet) で終わっている写本 C は——それが直接写本 B から派生したものであれ、あるいは現存しない写本から生じたものであれ、いずれにしても——入念に企てられた改作であることが一般に認められている⁴⁾。この写本 C で施された改作については、R. v. リリエンクロン⁵⁾や K. バルチュ⁶⁾から F. パンツァー⁷⁾及び W. ホフマン⁸⁾に至るまで繰り返し考察されており、殊に W. ホフマンは、写本 C で展開される世界観が写本 B のそれとは全く異なっていることを主張している。この W. ホフマンの見解に注目し、先頃私もこの写本 C の改作について整理を試みてみた⁹⁾が、しかしその際テクスト全体における改作に目を向けたため、この叙事詩の核心であるクリエムヒルトの復讐についてはそれほど深く触れる余裕がなかった。そこで本稿では写本 B 及び写本 C におけるクリエムヒルト復讐——なかでも和解のモチーフをめぐって——に焦点を合わせて両写本の本質的な相違を考察してみようとするものである。その際この叙事詩の後日譚である「哀歌」(diu klage) におけるクリエムヒルトの特徴をも織り込みながら、「ニーベルンゲンの歌」写本 B 及び写本 C におけるクリエムヒルトの復讐の特質を対照的に明示することにしたい。

1

「ニーベルンゲンの歌」第一部の内容をジーフリトの暗殺とすれば、第二部はクリエムヒルトがその夫の殺害者ハゲネとその助力者グンテル王（これは計画的か否か、いずれにしても）に対して成した復讐を描いている。ジーフリト殺害後クリエムヒルトの全生涯がその復讐のために捧げられるという点において、クリエムヒルト像の普遍的な輪郭は写本 B においても写本 C においても同じである。恐ろしい復讐の背後には、殺害された夫への愛があり、誠実が彼女にとっては復讐の推進力なのである。この意味においてクリエムヒルトは復讐の単なる「骨組」なのではなく、また固定観念によって操られた「人形」なのでもなく、「肉」であり「血」であり、どこからどこまでも生き生きとしている¹⁰⁾のである。この一般的なクリエムヒルト像から、さて一体写本 B と写本 C においていかなる相違が生じてくるのであろうか。

全生涯を捧げたクリエムヒルトの復讐を考える際に見落としてはならないものに、和解のモチーフ、すなわち、クリエムヒルトとグンテル王との間に成された和解のモチーフがある。この和解については写本 B では 1113 詩節以下で語られている。

Dô si verkiesen wolde üf Gunthern den haz,
ob erpsi küssen solde, ez zaeme im deste baz.
waere ir von sinem râte leide niht getân,
sô möht' er vrevellichen wol zuo Kriemhilde gân. (B1114)

Ez enwart nie suone mit sô vil trâhen mî
gefueget under vriunden. ir tet ir schade wê.
si verkôs üf si alle wan üf den einen man.
in het erslagen niemen, het ez niht Hagene getân. (B1115)

彼女がグンテル王に対して憎悪の念を捨てようとしたとき、
ハゲネも彼女に口づけしたならば一層ふさわしかったろう。
彼の謀略によって彼女に悩みが加えられなかつたとしたら、
彼も大きな顔してクリエムヒルトの前へ行けたのである。

親族の間で、かくも涙を流して和解が成された例は
かってなかった。彼女は被った損失のために心が痛んだ。
しかし彼女はただ一人を除いて、全ての人を赦した。
ハゲネ以外の何者も、かの勇士（ジーフリト）を殺しはしなかったのだ。

しかし、この和解は口づけでもって成立しており、明らかな言葉でもっては語られていない。ただ写本 B1131 詩節には、成程グンテル王の誓いの言葉が叙せられているが、し

かしそのほか (B 1114, B 1394, B 1460) では口づけだけが語られているのである。この和解の口づけの意味について、ハンス・クーン¹¹⁾は L. クレッツェンバッヒャーを引き合いに出して、この仲裁の口づけの意味は「古いカトリックの礼拝式における平和の口づけ」(osculum pacis) からのみ説明されるとしている。すなわち、H. クーンによれば、この口づけは兄弟（姉妹）間の愛のしるしであり、神において仲直りしたしであり、神聖な意味を持つものであった。口づけは恐らく写本 B の詩人にとっては和解の特に重要な儀式の一つであると見なされていたのに違いない。従って、このように成された神聖な和解を破ったクリエムヒルトの行為を詩人はただ悪魔の干渉としてしか説明することができなかつたのである。

Ich waene der übel välant Kriemhilde daz geriet,
daz sie sich mit friuntschefte von Gunthere schiet,
den si durch suone kustē ~ in Bürgonden lant. (B1394, 1-3)

クリエムヒルトが、ブルゴントの国で和解の口づけをした
グンテル王と、兄妹の情誼を絶つようにと
彼女を唆したのは恐らく悪魔でもあったであろう。

この場合、写本 B (写本 A, M) では二行目に „Gunthere“ の代わりに „Giselhere“ があるのであるが、しかし刊本は全体の内容から言って „Gunthere“ とするのが習慣である¹²⁾。いずれにしてもクリエムヒルトの兄弟の一人が意味されている。それゆえに詩人は神聖な口づけによって成された兄妹間の和解を破ったのは悪魔の仕業であるとしか語るすべを知らなかったのである。しかもここで用いられている „välant“ という語は写本 B ではひどく悪い意味を持つものとして使用されている。その女性形 „vålandinne“ がクリエムヒルトの表現としてのみ、しかもあの神聖な和解を破ったことと関連してのみ用いられているだけになおさらそうである。すなわち、まず最初に、„vålandinne“ が用いられるのは、グンテル王とハゲネの一一行がフン族の国へ到着して「偽りの心を抱いた」(mit valschem muote, B1737, 2) クリエムヒルトによって迎えられたときのことである。グンテル王とハゲネが武器を預けるのを拒んだとき、クリエムヒルトが彼らにクリエムヒルトに立ち向かい、彼女のことを「鬼女」(vålandinne, B1748, 4) だと罵る。二度目にその言葉が用いられるのは、彼女がグンテル王の首をハゲネの前に持つて行った (B2369, 3) ときのことである。このときハゲネがクリエムヒルトのことを「鬼女」(vålandinne, B2371, 4) と呼んだのである。このように、神聖な形式で成された兄妹間の和解を破り兄の首を刎ねさせる程にまで及んだクリエムヒルトの悪行は、この „vålandinne“ という言葉の中に含められているのである。しかし、以前、この邪悪な大胆な企てに彼女を唆したのは「悪魔」(välant) であった。悪魔が彼女をそのよ

うに唆したのであり、クリエムヒルトが、ジーフリトのために全生涯を捧げた復讐達成の直前になって、突然再び黄金への欲望にとりつかれ、そのために復讐を断念する心の動きを見せた (B2367, 3-4) とき、もうすでに悪魔が彼女からあらゆる力を奪い取り、彼女はもはや理性と意志とを支配してはいなかった。そのあとの悲劇は全て悪魔の仕業なのであり、従って、クリエムヒルトが成したこととは、ただ兄を殺害することによってクリエムヒルト自身が悪魔となったことだけなのである。今や人間の意志を超えた暗い悪魔の力が支配し、写本 B における筋立てを決定しているもの——ブルゴント族滅亡の悲劇へと駆り立てているものは、抗しがたい暗い運命の力なのである¹³⁾。

2

この写本 B に対して改作の写本 C は、"vâlant" という語の使用においても、またブルゴント族兄妹間の和解の形式においてもかなり異なっていることが明白である。まず „vâlant“ (写本 B では上述の 1394 詩節で一度だけしか用いられていない) が写本 C で用いられているのは、プリュンヒルトが「悪魔の女性」 (dës vâlandes wîp, C447, 4=d des tiuvéles wîp, B438, 4) と呼ばれているときと、フォルケール (dëm vâlande, C 2054, 4=dem tiuvél, B2001, 4) 及びハゲネ (dëm sëlben vâlande, C2371, 4=dem tiuvel, B2311, 4) が「悪魔」 (のような奴) と呼ばれているときの三箇所である。従って „vâlant“ が「悪魔そのもの」を表わしていた写本 B とは異なって、写本 C ではただ単に「悪魔のような奴」を言い表わしているのである。„vâlant“ の女性形 „vâlandinne“——写本 B, C ともに二度同じ箇所 (B 1748, 4=C 1789, 4 及び B 2371, 4=C 2431, 4) で用いられている——に関しても写本 C では写本 B とは異なって單に「悪魔の ^Cような奴」という意味で使われていると考えられるのである。一方、写本 B で「悪魔そのもの」として使われていた、そしてあらすじの決定をその「悪魔」に委ねていた B 1394 詩節の „vâlant“ は、写本 C では削除され全く別の内容の詩に改作 (C 1421, 1-3) されている。しかし、その代わり写本 C は、写本 B には見られない補足詩節の二箇所で、あらすじの決定を「悪魔」に委ねている。すなわち、補足詩節 C 822 によれば、「悪魔に魅入られて」 (als ëz dër tiufel riet), プリュンヒルトは時が来るのを待ちクリエムヒルトとの宿命的な口論を始めたのである。またもう一つの補足詩節 (C 2143) にはこうある。

Sine het dër grôzen slahte alsô niht gedâht:
 si hêt ëz in ir ahte vil gérne dar zuo brâht,
 daz niwan Hagene aleine dën lip dâ hête lân:
 do geschuof dër übele tiufel, deiz über si alle muose ergân. (C2143)

彼女 (クリエムヒルト) はそのように大きな戦いを考えもしなかった。彼女はただ自分の計画では

ハゲネー人の命を奪い取りたかっただけなのである。
それが全ての者にまで及んだのは悪魔の仕業なのである。

この二つの補足詩節で写本 C の詩人は二度とも „tiufel“ を用いており、それでもってこの言葉 „tiufel“ は改作者にとって、写本 B とは逆に „vâlant“ よりも強い意味であることが明らかである¹⁴⁾。しかし、この場合「悪魔」の干渉はあらすじの決定を悪魔に委ねるためというよりはむしろ、補足詩節 C 2143 から特に明らかのように、クリエム委ねるためというよりはむしろ、補足詩節 C 1882, C 1947 で強調されているだけに、写本 C の詩人からすれば、クリエムヒルトはその兄たちの死には責任がないのである。

写本 B における和解の場面を写本 C の詩人が改作した箇所からも同じようなこと — しかもグンテル王の罪は重くされ、それだけクリエムヒルトの罪が軽くされている — これが窺える。その和解を叙した写本 B の詩節 (B 1113-1115=C 1124-1128) は写本 C では入念に改作されて、二つの補足詩節 (C 1124, 1125) も補われている。上述した写本 B の和解の場面 (B 1114-1115) にあたる写本 C の改作 (C 1127-1128) をここに挙げて両者を対比してみよう。

Dô si verkiesen wolde üf in dën grôzen haz,
Gunther gezogenliche gie gegen ir dar nâher baz.
durch dës hordes liebe was dër rât getân;
dar umbe riet die suone dër vil ungetriwe man. (C1127)

Êz enwart nie suone mit sô vil trähenen mî
mit valsche gefüeget. ir têt ir schade wê:
 si verkôs üf si alle, wan üf dën einen man.
 in hêt erslagen niemen, hêt êz niht Hagene getân. (C1128)

彼女が彼（グンテル王）に対して大きな憎悪の念を捨てようとしたとき、
グンテル王は上品な足どりで彼女に近づいて行った。
しかし、それが成されたのも財宝のためであった。
財宝ゆえにその不実な男（グンテル王）は和解に応じたのである。

偽りの心をもって、かくも涙を流して和解が成された例は
かつてなかった。彼女は被った損失のために心が痛んだ。
しかし彼女はただ一人を除いて、全ての人を赦した。
ハゲネ以外の何者も、かの勇士（ジーフリト）を殺しはしなかったのだ。

改作が施されたのは下線部である。なかでもここで特に重要なのは、和解がグンテル側

によって偽って (mit valsche gefüget) 成された, しかもその財宝ゆえに (durch dēs hordes liebe) ということである。そして „dēr vil ungetriuwe man“ という表現の中にグンテル王は不実な罪があるとされている。一方, 彼の妹クリエムヒルトは彼について, その少し前の補足詩節 (C 1124, 4) で明らかにこう言っている。

„mīn munt im giht dēr suone, im wirt daz hērze nimmer holt.“ (C 1124, 4)

「私の口が彼に和解を与えるとしても, 心は決して和むことはありません」。

ここで「私の口」 (mīn munt) とあるのは, 「口に出して和解を誓おうとも」と理解されがちであるが, しかし写本 C の詩人が大変小さな点にまで気を配っている¹⁵⁾ ことを考えれば, この „mīn munt“ は和解の口づけのことがほのめかされているとも理解されるのである¹⁶⁾。従って, 写本 C におけるクリエムヒルトとグンテル王との和解は, 守る義務もない単なる外面的な偽りの和解となったのである。しかもその和解の口づけは写本 C においては, 写本 B とは全く異なって, それほど神聖で重要な意味を持ってはいないのであり, 写本 C の詩人は, クリエムヒルトが厳かな真の和解によって結びつけられていることを欲していなかったことが明らかである。それゆえ, 写本 B において神聖な口づけによって結ばれていた和解の言葉も, またそれをクリエムヒルトに破るようにとの悪魔の唆し (B 1394, 1-3) も, 写本 C では必要になり, 削除されたとも考えられる¹⁷⁾ のである。

このように写本 C におけるクリエムヒルトとグンテル王との和解は単なる見せかけとなったのだから, ジーフリトの死に対するグンテル王の責任は償われないままであり, しかもグンテル王は財宝のゆえに (C 1127, 3) その見せかけの和解をしたのであるから, 次に起こる財宝強奪の卑劣な行為——それはクリエムヒルトの悲しみをます深めた (C 1156=B 1141)——にも重い責任があるのである。このことは写本 C の補足詩節 1160, 2 (von sinen schulden) で明らかに語られており, 財宝強奪の卑劣な行為に対するグンテル王の共同責任をひた隠しにしようと努めている写本 B とは正反対に, 写本 C ではグンテル王の罪が重くされているのである。従って, クリエムヒルトがグンテル王を最後に殺させたことは, 写本 C においては理解できることであり, 救されもすることである。写本 C の補足詩節 2428 で改作者が, クリエムヒルトのグンテル王殺害の責任をひたすらハゲネに押しつけようとしているだけになおさら領うことなのである。すなわち, ハゲネがクリエムヒルトにグンテル王を殺させるような言葉 (C 2427=B 2368) を吐いたのは, 要するに, 「ハゲネはクリエムヒルトが自分の命を奪ったあとで, 彼女の兄は生かして故国へ帰させるかも知れないと思った」 (C 2428, 3-4) からである。このようにグンテル王の死は写本 C においては全てハゲネの責任にされているのであり, 従って, ハゲネの死もまた完全に正当なのである。シーフリトが死の直前ハゲネに向かって言った言葉【補足詩節 C 1008】の如く, 「彼らは彼ら自身を殺す」

結果となったのである。ここにおいて、写本 C における悲劇は人間の過失の結果であり、罪が罰をもたらした結果であるという改作者自身の考えが要領よく理解されるのである。

3

それでは、悲劇が頂点に達するクリエムヒルトの死については、一体どのように考えるべきであろうか。このことに関して参考となるのが、この叙事詩の後日譚と言われている「哀歌」である。この「哀歌」におけるクリエムヒルト像においては、兄グンテルの和解を破った不実というイメージはない。両者の和解は述べられてもいないし、また前提とされてもいない。むしろ「グンテル王は妹の敬愛を得ることができなかつた」(492-493) とさえある。確かにクリエムヒルトに対する非難 (1302-1307, 3406-3413) も欠けてはいないが、しかしそれは彼女がさまざまな事情の中にあってそのように行動せざるを得なかつたという同情の域をほとんど越えていない。否、それどころかクリエムヒルトの殺害は正当ではない (507-509) こともほのめかされているくらいである。ヒルデブラントが彼女をただ怒りのために (durch sins grimmen herzen zorn, 521), 理性もなく (mit unsinne, 732), 必要もなく (âne nôt, 751) 殺したのであり、しかしそれはクリエムヒルトがハゲネを自分の手で殺したからである (734-735, 748-749) といい、またグンテル王をも殺させたからである (3936-3939) としている。しかし「ニーベルンゲンの歌」写本 Cにおいてと同じように「哀歌」においても繰り返し強調されているのは、クリエムヒルトはもし可能ならば復讐はハゲネだけに限り他の者は生かれているのは、クリエムヒルトはもしくはハゲネだけに限り他の者は生きておきたかった (236-242, 259-263) ということである。ハゲネはあらゆる不幸の原因を作った張本人である (1253, 1298-1301) と語られ、人々からも呪われ (1297), 否「哀歌」においてもたいていの罪は、「ニーベルンゲンの歌」写本 Cと同じように、ハゲネに擦りつけられているのであり、「哀歌」の詩人は、ジーフリトの死に対するクリエムヒルトの復讐は正当 (138) だとも思っていたのである。それゆえに彼女の死についてもこう讀んでいるのである。

sit si durch triuwe töt gelac, 彼女は誠実さゆえに死んだのだから,
in gotes hulden manegen tac 神の恵みにより永遠に
sol si ze himele noch geleben. 天国で生きることができるのだ。
got hât uns allen daz gegeben, 神が我々に約束している通り,
swes lip mit triuwen ende nimt, 生が誠実で終わる者は
daz der zem himelriche zimt. 天国へ行くのにふさわしいからだ。

クリエムヒルトはその誠実さのために「哀歌」では永遠の至福をかち得たのである。この「哀歌」の詩人と同じように、「ニーベルンゲンの歌」写本 C の詩人もクリエムヒルトの無残な死には満足できず、そのため例えば最終場面においてグンテル王及びハゲネを殺すのは「いとしい夫の復讐のため」(ich riche hiute mins vil lieben mannes lip, C 2425, 4) という考え方をクリエムヒルトに語らせる、すなわち、彼女の行動の根本となっている „triuwe“ (誠実) という動機がはっきりと表われるよう、至るところに入念な改作 (vgl. auch C 1116, 4 u. C 1159, 4) を施すことによって、その死を克服していったと理解することができる。

結び

以上考察してきたように、写本 B の詩人は悲劇の原因を悪魔に委ね、運命と罪とを複雑に絡ませながら、クリエムヒルト評価に関しては中立的な立場をとっているのであるが、一本写本 C の詩人は、「哀歌」においてと同じように、クリエムヒルトの行為を弁護し、それと同時にハゲネの行為を全面的に非難しようと努めている。確かに写本 Cにおいても、写本 B と同じように、あらすじの決定を悪魔に委ねている箇所が見い出されるのであるが、しかもそれは写本 Cにおいてはクリエムヒルトの罪を軽くするためなのであり、原因を全てハゲネに押しつけるためなのである。そしてハゲネを絶対的に否定し、それと同時にクリエムヒルトの立場を全面的に擁護することによって、写本 C の詩人はかって写本 B の詩人が十分明らかに語ることのできなかった悲劇の原因と償いとをここで合理的・モラル的に明らかに示そうと試みているのである。言い換えれば、「ニーベルンゲンの歌」写本 C は、ニーベルンゲン悲劇の中に超現世的な「運命」の力を見る写本 B の悲劇観に対して、それとは異なった自らの世界観を開拓していると言える。このことは一般に写本 B においてはメールヒュン的要素が強いのに対して、写本 C では現実性が強いことからも窺えるのである。すなわち、「巨人のように強い」(starc als risen, C 95, 2) ニベルン族が登場する写本 C においては、龍の血を全身に浴びた勇士ジーフリトは「いかなる武器をもってしても傷つけることができないような固い皮膚となった」(von also vester hiute, daz in nie wâfen sit versneit, C 100, 4) のに対して、「強い巨人」(starke risen, B 94, 2) のニベルン族の写本 B においては、ジーフリトは「その肌が不死身の甲羅となった」(sin hût wart hurnin, B 100, 3) のであるが、しかしそれにもかかわらず写本 B の不死身の英雄ジーフリトも暗い運命の力によって死すべき運命にあったのである。クリエムヒルトの復讐に関しても、写本 B では罪と罰との動機が確かにないわけではないが、しかしそこではあらゆる動機をも凌ぐ暗い「運命」の力が全く支配的であったのであり、悲劇は宿命的な運命と罪との複雑な絡み合いの中で展開するのである。写本 C の詩人も確かにその悲劇的基盤から離れることができなかったのであるが、しかし彼はそれを広範囲にわたってやわらかくしていったのであり、そしてその上に彼自身のモラル的解釈をいわば「つぎ

木」したのである¹⁸⁾。従って、写本 C は二つの写本のうちでどちらかと言え「より中世的」なものである。すなわち、その作品が、ニーベルンゲン悲劇を人間の過失の結果として合理的・モラル的に説明するために、英雄主義的・悲観主義的世界觀を制限しようとしたことによって、「より中世的」な作品であると結論づけることができるのである。

(1980. 3. 1)

*写本 B の本文を邦語訳するにあたっては相良守峯氏の訳（岩波文庫）を、写本 C の補足詩節のためには服部正己氏の訳（東洋出版社）を参考させて頂いたこと、並びにテクストはそれぞれ次のものを用いたことを最後に付記しておきたい。

[テクスト]

写本 B—Helmut de Boor (hrsg.): Das Nibelungenlied, 20. Auflage, F.A. Brockhaus Wiesbaden 1972.

写本 C—Adolf Holtzmann (hrsg.): Schulausgabe des Nibelungenlieds in der ältesten Gestalt, 2. Auflage, J.B. Metzlersche Buchhandlung Stuttgart 1863.
「哀歌」—Karl Bartsch (hrsg.): Diu Klage mit den Lesarten sämmtlicher Handschriften, F.A. Brockhaus Leipzig 1875.

Anmerkungen

- 1) Vgl. Friedrich Panzer: Das Nibelungenlied—Entstehung und Gestalt, W. Kohlhammer Stuttgart 1955. S. 64–73.
- 2) Wilhelm Braune: Die Handschriftenverhältnisse des Nibelungenliedes, Beitr. 25, 1900.
- 3) F. パンツァー：前掲書73頁参照。
- 4) Vgl. Werner Hoffmann: Die Fassung C des Nibelungenliedes und die, Klage, In: Festschrift Gottfried Weber, 1967. S. 109.
- 5) Rochus von Liliencron: Über die Niebelungenschrift C, Weimar 1856.
- 6) Karl Bartsch: Untersuchung über das Nibelungenlied, Wien 1865.
- 7) F. パンツァー：前掲書 74–98頁。
- 8) W. ホフマン：前掲論文。
- 9) 拙稿：「ニーベルンゲンの歌」と「哀歌」（徳島大学教養部紀要－人文・社会科学－第15巻）1980年。
- 10) Eduard Dressel: Über den Charakter Kriemhildens in dem Nibelungenliede und der Nibelungennoth, 1857. S. 5–6. の言葉。
- 11) Hans Kuhn: Der Teufel im Nibelungenlied—Zu Gunthers und Kriemhilds Tod, ZfdA. 94, 1965. S. 290. なお、以下本稿はこの論文に負うところが多い。
- 12) H. クーン：前掲論文290頁参照。またドゥ・ボアのテクスト1394詩節の脚註参照。

- 13) この運命の力に関する詳細は、拙稿：「ニーベルンゲンの歌」——宮廷文学作品としての一考察——「かいろす」14号参照のこと。
- 14) 但し、「悪魔」(tiuvel=tiufel) が形式的表現として使われている——例えは、„ir habet den tiuvel getân, B 1993, 4=C 2046, 4“ (そちなどの知ったとではない) 等の——ところでは、両写本間における相違はない。
- 15) 詳細は、前掲の拙稿：「ニーベルンゲンの歌」と「哀歌」、282-284頁参照こと。
- 16) H. クーン：前掲論文 297頁参照。
- 17) ただ写本 C 1448 (=B1460) 詩節にはなお和解の口づけの記載が見られるが、しかしこれは無頓着なものであり、成り行きにとっては意味のないものだと考えられる。(H. クーン：前掲論文 298頁参照。)
- 18) W. ホフマン：前掲論文 130頁参照。なお、本稿は W. ホフマンの見解に負うところが多かったことを付記しておきたい。

(いしかわ えいさく 徳島大学)